

平成21年度分

市民税・県民税住宅借入金等特別税額控除申告書記載要領

申告期限

平成21年
3月16日
まで

- ◆ 市民税・県民税住宅借入金等特別税額控除申告書は「年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受け、所得税の確定申告書を提出しない納税者用」と「所得税の確定申告書を提出する納税者用」の**2種類**あります。様式がそれぞれ異なりますのでご注意ください。
- ◆ この記載要領は、**年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受け、所得税の確定申告書を提出しない方用**です。

具体的な記載方法は裏面を参照してください。

- ◆ 申告書は郵送でも提出できます。その場合には申告書の本人控用をはがして、市役所提出用と税務署確認用の2枚のみご提出ください。なお、本人控に受付の押印を希望される方は、申告書3枚目の本人控用をはがさずに切手を貼った返信用封筒（住所・氏名を明記）を同封してください。
- ◆ 郵送にてこの申告書が届いた方へ
前年度の課税内容から、市民税・県民税の住宅借入金等特別税額控除の対象と思われる方にこの申告書を送付しております。住宅ローンの残高や所得税からの控除額によっては対象とならない場合がありますので、源泉徴収票等でご確認ください。

住宅ローン控除 Q & A

- Q** 「どういう場合に、市民税・県民税の住宅ローン控除の対象となるの？」
- A** 給与所得者の方については、平成20年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に、市民税・県民税の住宅ローン控除の対象となります。
- Q** 「市民税・県民税の住宅ローン控除額はどう決まるの？」
- A** 「市民税・県民税の住宅ローン控除額」は、「住宅ローン控除可能額」と「改正前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額となります。
- Q** 「手続きはどうすればいいの？」
- A** 市民税・県民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、**毎年申告が必要となります。**

申告書の提出方法 平成20年分の源泉徴収票（原本）を添付して市役所に提出してください。

提出期限 平成21年3月16日（月）

提出先・お問い合わせ 市川市役所 市民税課

〒272-8501 千葉県市川市八幡1丁目1番1号

電話 047-334-1111（代表）

確定申告書を提出しない方用の市民税・県民税住宅借入金等特別税額控除申告書は市川市市民税課ホームページより作成することもできます。

<http://www.city.ichikawa.lg.jp/fin03/1111000005.html>